

シニアネット横須賀 集いの広場 主催



ハッピー相続をめざして

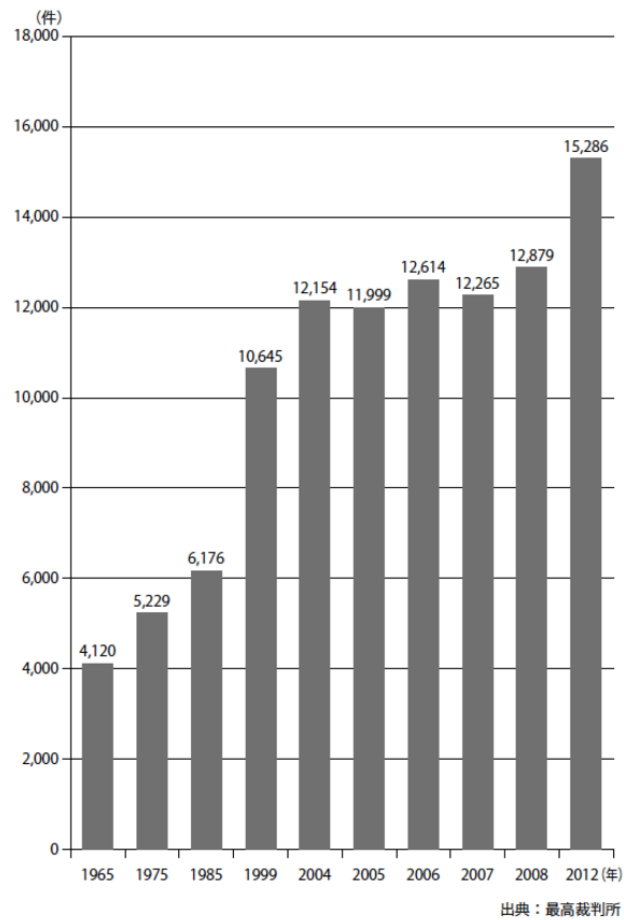
◇日時：平成28年9月16日(金) 14時30分～16時30分

◇場所：ヴェルクよこすか6F第一会議室

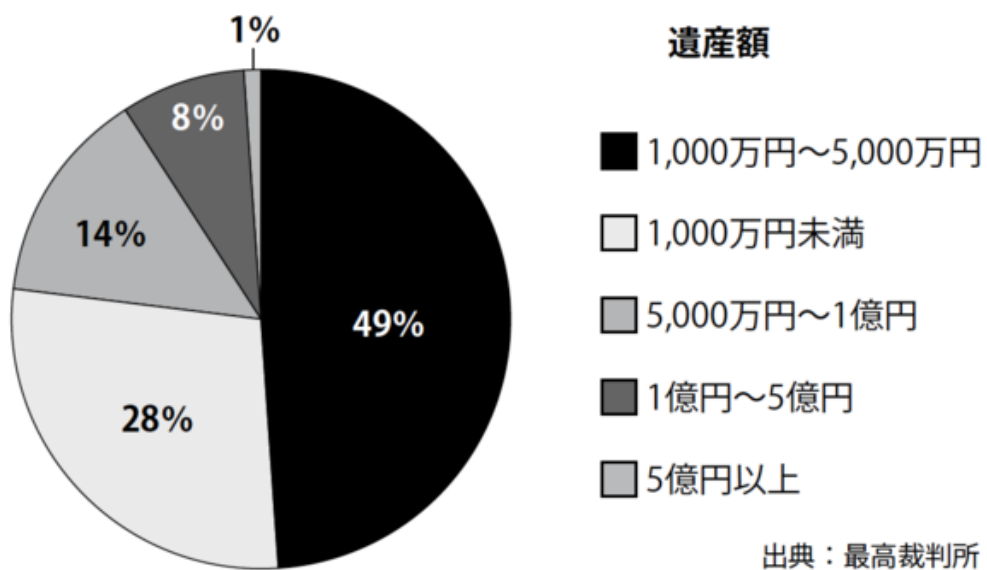
◇講師：行政書士 増井裕美子

◇ 家庭裁判所による遺産分割事件の実態

1、受件数



2、遺産価格の割合



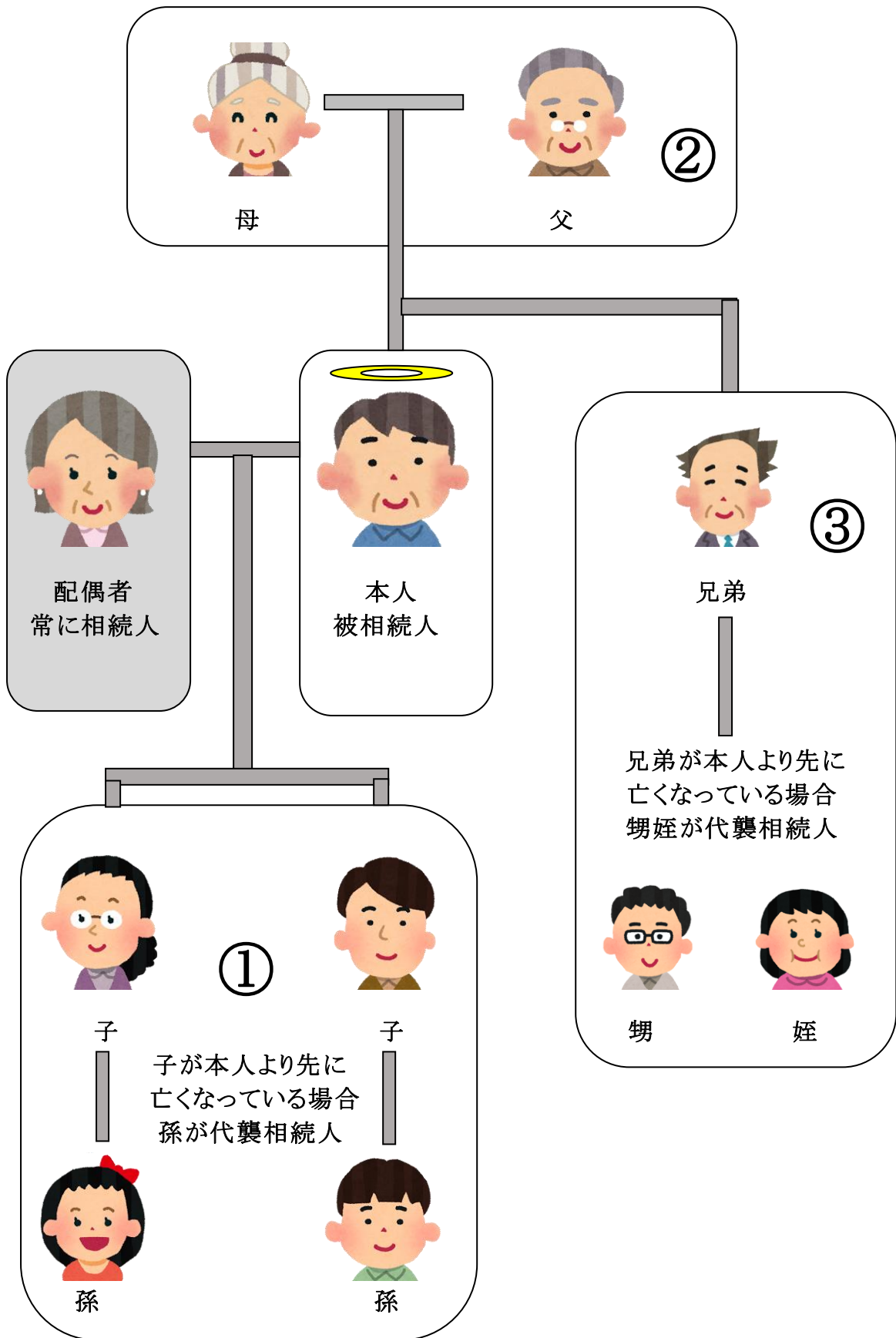
◇ 相続人と相続分とは何でしょう？

1、配偶者のいる場合

相続人		法定相続分		*遺留分
第1順位	配偶者	2分の1		×2分の1
	子	2分の1	複数の場合は均等分 子が先に亡くなっていれば孫	×2分の1
第2順位	配偶者	3分の2		×2分の1
	父母	3分の1	複数の場合は均等分 父母が先に亡くなっていれば祖父母	×2分の1
第3順位	配偶者	4分の3		×2分の1
	兄弟姉妹	4分の1	複数の場合は均等分 兄弟姉妹が先に亡くなっていれば、甥・姪まで	なし

2、配偶者のいない場合(独身・死別・離婚)

相続人		法定相続分		遺留分
第1順位	子	全部	複数の場合は均等分 子が先に亡くなっていれば孫	×2分の1
第2順位	父母	全部	複数の場合は均等分 父母が先に亡くなっていれば祖父母	×3分の1
第3順位	兄弟姉妹	全部	複数の場合は均等分 兄弟姉妹が先に亡くなっていれば、甥・姪まで	なし



◇ 相続の主役は誰でしょう？

1、ご本人が遺言書を作らない場合

- ① 法定相続人が法定相続分で相続
- ② 法定相続分以外で相続したい場合は
相続人全員で遺産分割協議書の作成



2、ご本人が遺言書を作る場合

遺言の内容どおりに相続（例外遺留分）



◇ 上手な遺言の活用法とは？

1、遺言作成のメリット

- ① 相続争いを未然に防げる。
- ② 財産を誰にどの財産をのこすか指定できる。
- ③ 相続手続きがスムーズになる。
- ④ 生前の希望がかなう。

2、遺言書を作ることをお勧めするケース

- ・子供がいないご夫婦
- ・再婚した人で、前婚で子供のいる方
- ・行方不明の親族がいる方
- ・内縁の妻(夫)がいる方
- ・配偶者と別居中の方
- ・独身で身寄りのない方



3、遺言の種類

	作成方法	証人	メリット	デメリット
自筆証書遺言	全文本人の自筆 書いた日付、署名、押印も必須 パソコン・ワープロ不可	不要	○手軽に作成できる。 ○費用がかからない。 ○内容を秘密にできる。	×様式不備で無効になることがある。 ×偽造・変造・紛失のおそれがある。 ×開封前に家庭裁判所の検認手続きが必要。
公正証書遺言	公証人が作成	2人	○公証人が作成するので、様式不備の心配がない。 ○原本を公証役場で保管するので、偽造や紛失の心配がない。 ○家庭裁判所の検認が不要のため、すぐに開封できる。	×費用がかかる。 ×公証人との打合せや必要書面の収集等に手間がかかる。

◇ 遺言書の見本例(自筆でお書きください。)

遺 言 書

- 1、 遺言者横須賀一郎(以下「私」という。)は、下記私名義の不動産を私の長男横須賀とおる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

所 在 横須賀市新町1丁目
地 番 1番地1
地 目 宅地
地 積 150㎡

所 在 横須賀市新町1丁目1番地1
家屋番号 1番1
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺1階
床 面 積 1階 60.00㎡

- 2、 私は、下記銀行にある私名義の預貯金債権のすべてを、私の次男、横須賀わたる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

△△銀行 △△支店

- 3、 その他、上記以外は一切の私名義の財産を、私の長男、横須賀とおる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

- 4、 私は、下記の者を遺言執行者に指定する。

住所 ～ ～ ～

氏名 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇日生)

付言

私の一生は、あなた達のおかげで、とても実り多いものでした。

長い間本当にありがとう。

不動産は、私と同居してくれた長男とおるに相続してもらいます。

わたるは預貯金の全部を引き継いでください。

それでは、みんなの幸せを願っています。

さようなら。

平成28年9月16日

横須賀市新町1丁目1番1号
横須賀 一郎 印

◇ わたしの財産分配案

誰に	
何を	
理由	

誰に	
何を	
理由	

誰に	
何を	
理由	

◇ 平成 27 年 1 月 1 日に改正された相続税の基礎控除

3000万円 + 600万円 × 法定相続人 → 基礎控除

3000万円 + 600万円 × ()人 = ()万円



◇ 遺言書の見本例(自筆でお書きください。)

遺 言 書

- 1、 遺言者横須賀一郎(以下「私」という。)は、下記私名義の不動産を私の長男横須賀とおる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

所 在 横須賀市新町1丁目
地 番 1番地1
地 目 宅地
地 積 150㎡

所 在 横須賀市新町1丁目1番地1
家屋番号 1番1
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺1階
床面積 1階 60.00㎡

- 2、 私は、下記銀行にある私名義の預貯金債権のすべてを、私の次男、横須賀わたる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

△△銀行 △△支店

- 3、 その他、上記以外は一切の私名義の財産を、私の長男、横須賀とおる(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

- 4、 私は、下記の者を遺言執行者に指定する。

住所 ～ ～ ～

氏名 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇日生)

付言

私の一生は、あなた達のおかげで、とても実り多いものでした。

長い間本当にありがとう。

不動産は、私と同居してくれた長男とおるに相続してもらいます。

わたるは預貯金の全部を引き継いでください。

それでは、みんなの幸せを願っています。

さようなら。

平成28年9月16日

横須賀市新町1丁目1番1号
横須賀 一郎 印

横須賀市内老人福祉センター

法律手続き無料相談のご案内

60歳以上の方対象

下記の老人福祉センターで無料法律手続き相談を開催しております。

完全予約制のため、ゆっくりご相談できますので、どうぞご利用ください。

相続

遺言

成年後見

各種契約

終活全般



担当は 行政書士 増井裕美子 です。

本町老人福祉センター

046-821-1308

毎月第3水曜日午前中

京急汐入駅徒歩5分

北下浦老人福祉センター

046-847-3902

毎月第4金曜日午前中

京急長沢駅徒歩5分

鴨居老人福祉センター

046-841-4771

毎月第1水曜日午前中

京急浦賀駅→バス「鴨居」下車徒歩3分

船越老人福祉センター

046-861-4545

毎月第4水曜日午前中

京急田浦駅→徒歩15分